「私立学校教職員共済法」を「なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前私学共済法（平成二十四年一元化法附則第七十九条の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年一元化法第四条の規定による改正前の私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）をいう。以下同じ。）」に、「管掌者」を「実施者」に改める。

第九条を次のように改める。

第九条　削除

第十条第一項中「施行日」を「平成九年四月一日（以下「施行日」という。）」に改め、同条第二項及び第三項中「管掌者」を「実施者」に改める。

第十二条中「厚生年金保険の被保険者であった期間」を「厚生年金保険法第二条の五第一項第一号に規定する第一号厚生年金被保険者期間（以下「第一号厚生年金被保険者期間」という。）」に、「改正前国共済法」を「平成八年改正法第二条の規定による改正前の国家公務員等共済組合法（以下「改正前国共済法」という。）」に改める。

第十五条中「管掌者」を「実施者」に、「さらに」を「更に」に改める。

第十七条第一項第三号中「管掌者」を「実施者」に改める。

第十八条中「厚生年金保険の被保険者であった期間」を「第一号厚生年金被保険者期間」に改める。

第二十条を次のように改める。

第二十条　削除

第二十一条第一項中「管掌者」を「実施者」に改め、同条第三項第一号中「平成八年改正法第二条の規定による改正後の国家公務員共済組合法（以下「改正後国共済法」という。）」を「なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前国共済法（平成二十四年一元化法附則第三十七条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年一元化法第二条の規定による改正前の国家公務員共済組合法をいう。以下同じ。）」に改め、同号ロ並びに同項第四号及び第五号ロ中「改正後国共済法」を「なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前国共済法」に改め、同項第六号ロ⑵中「国家公務員共済組合法」を「なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前国共済法」に改め、同項第七号中「に減額退職年金在職支給率を乗じて得た額」を削り、同号ロ⑵中「改正後国共済法」を「なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前国共済法」に改め、同条第四項中「改正後国共済法附則第十二条の八第二項」を「なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前国共済法附則第十二条の八第二項」に改め、同項第一号中「国家公務員共済組合法」及び「改正後国共済法」を「なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前国共済法」に改め、同項第二号中「改正後国共済法」を「なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前国共済法」に改め、同条第五項中「厚生年金保険の被保険者期間」を「第一号厚生年金被保険者期間」に改め、同条第六項第一号中「被保険者（旧適用法人等適用事業所」を「被保険者（改正前国共済法第二条第一項第七号に規定する適用法人又は改正前国共済法第百十一条の六第一項に規定する指定法人の事業所又は事務所のうち厚生年金保険法第六条第一項又は第三項に規定する適用事業所であるもの（以下この号において「旧適用法人等適用事業所」という。）に改め、「又は」の下に「同法第二十七条に規定する」を、「七十歳以上の使用される者」の下に「（以下「七十歳以上の使用される者」という。）」を加え、「厚生年金保険法第二十七条」を「同条」に、「昭和六十年国共済改正法附則第三十六条第一項の規定の例により計算したその支給の停止を行わないものとする部分に相当する額（国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（平成六年法律第九十八号）附則第七条の規定の適用を受ける場合にあっては、同条の規定の例により計算したその支給の停止を行わないものとする部分に相当する額）」を「なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前国共済法附則第十二条の四の二第二項、改正後国共済施行法第十一条並びに昭和六十年国共済改正法附則第九条及び第十五条の規定の例により計算した額（第四号において「在職支給停止算定対象額」という。）から、当該給付に係る被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行及び国家公務員の退職給付の給付水準の見直し等のための国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う国家公務員共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令（平成二十七年政令第三百四十五号。以下「平成二十七年国共済経過措置政令」という。）第四十九条第一項の規定により読み替えられた平成二十四年一元化法附則第三十七条第四項の規定により適用するものとされた厚生年金保険法第四十六条第一項（平成二十七年国共済経過措置政令第三十七条第一項の規定により読み替えられた平成二十四年一元化法附則第十七条第一項において準用する平成二十四年一元化法附則第十四条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定の例により算定したその支給を停止するものとする額を控除して得た額」に改め、同項第二号中「当該給付に係る昭和六十年国共済改正法附則第四十五条」を「平成二十七年国共済経過措置政令第四十九条第三項の規定により読み替えられた平成二十四年一元化法附則第三十七条第四項の規定により適用するものとされた厚生年金保険法第四十六条第一項（平成二十七年国共済経過措置政令第三十七条第一項の規定により読み替えられた平成二十四年一元化法附則第十七条第一項において準用する平成二十四年一元化法附則第十四条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」に改め、同項第四号中「国家公務員共済組合法附則第十二条の四の二第二項並びに改正後国共済施行法第十一条の規定並びに昭和六十年国共済改正法附則第九条及び第十五条の規定の例により計算した額」を「計算した在職支給停止算定対象額」に改め、同条第八項を削る。

第四章の章名中「管掌者」を「実施者」に改める。

第四章中第二十二条の前に次の一条を加える。

（二月期支払の年金の加算）

第二十一条の二　平成八年改正法附則第十六条第一項の規定により適用するものとされたなお効力を有する平成二十四年一元化法改正前国共済法第七十三条第四項の規定による支払額に一円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

2　毎年三月から翌年二月までの間において前項の規定により切り捨てた金額の合計額（一円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）については、これを当該二月の支払期月の年金額に加算するものとする。

第二十二条の見出し及び同条第一項中「改正後国共済法」を「なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前国共済法」に改め、同条第二項中「改正後国共済法」を「なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前国共済法」に、「新国民年金法第五条第二項」を「国民年金法第五条第一項」に、「同条第三項」を「同条第二項」に、「新国民年金法附則第七条第一項」を「同法附則第七条第一項」に改め、同条第三項中「附則第十六条第十項」を「附則第十六条第十二項」に、「改正後国共済法」を「なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前国共済法」に改め、同条第四項中「管掌者」を「実施者」に、「改正後国共済法」を「なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前国共済法」に改める。

第二十三条第一項の表以外の部分中「国家公務員共済組合法」を「なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前国共済法」に改め、同項の表第七十二条の二の項中

掛金	掛金（継続厚生年金期間にあつては、厚生年金保険の保険料）

を

掛金	別表第二の各号に掲げる受給権者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める率

に改め、同表第

掛金	掛金（継続厚生年金期間にあつては、厚生年金保険の保険料）

厚生年金保険法第四十三条第一項に規定する再評価率